

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>用地調査等共通仕様書 <u>(案)</u></p> <p>目 次</p>	<p>用地調査等共通仕様書 _____</p> <p>目 次</p>
<p>第 1 条～第 38 条 (省略)</p> <p><u>第 39 条</u> <u>保険加入の義務</u></p>	<p>第 1 条～第 38 条 (省略)</p> <p>_____</p>
<p>第 2 節 数量等の処理</p> <p>第 <u>40</u> 条 数量等の処理</p> <p>第 <u>41</u> 条 用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等</p> <p>第 <u>42</u> 条 建物等の計測</p> <p>第 <u>43</u> 条 図面等に表示する数値及び面積計算</p> <p>第 <u>44</u> 条 計算数値の取扱い</p> <p>第 <u>45</u> 条 補償金算定表に計上する数値</p> <p>第 <u>46</u> 条 補償額等の端数処理</p>	<p>第 2 節 数量等の処理</p> <p>第 <u>39</u> 条 数量等の処理</p> <p>第 <u>40</u> 条 用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等</p> <p>第 <u>41</u> 条 建物等の計測</p> <p>第 <u>42</u> 条 図面等に表示する数値及び面積計算</p> <p>第 <u>43</u> 条 計算数値の取扱い</p> <p>第 <u>44</u> 条 補償金算定表に計上する数値</p> <p>第 <u>45</u> 条 補償額等の端数処理</p>
<p>第 3 章 権利調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>第 <u>47</u> 条 権利調査</p> <p>第 <u>48</u> 条 地区の転写等</p> <p>第 <u>49</u> 条 土地の登記記録の調査</p> <p>第 <u>50</u> 条 建物の登記記録の調査</p> <p>第 <u>51</u> 条 権利者の確認調査</p> <p>第 <u>52</u> 条 墓地管理者等の調査</p> <p>第 <u>53</u> 条 土地利用履歴等の調査</p> <p>第 2 節 調査書等の作成</p> <p>第 <u>54</u> 条 転写連続地区の作成</p> <p>第 <u>55</u> 条 調査書の作成</p>	<p>第 3 章 権利調査</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>第 <u>46</u> 条 権利調査</p> <p>第 <u>47</u> 条 地区の転写等</p> <p>第 <u>48</u> 条 土地の登記記録の調査</p> <p>第 <u>49</u> 条 建物の登記記録の調査</p> <p>第 <u>50</u> 条 権利者の確認調査</p> <p>第 <u>51</u> 条 墓地管理者等の調査</p> <p>第 <u>52</u> 条 土地利用履歴等の調査</p> <p>第 2 節 調査書等の作成</p> <p>第 <u>53</u> 条 転写連続地区の作成</p> <p>第 <u>54</u> 条 調査書の作成</p>
<p>第 4 章 用地測量</p>	<p>第 4 章 用地測量</p>

第1節 境界確認

- 第56条 公共用地境界の打合せ
- 第56条の2 資料の作成及び立会い
- 第56条の3 境界確定後の図書の作成
- 第57条 立会い準備
- 第58条 復元測量
- 第59条 境界立会いの画地及び範囲
- 第60条 境界立会い

第2節 境界測量

- 第61条 用地測量の基準点
- 第62条 境界測量
- 第63条 準拠点の設置
- 第64条 用地境界仮杭の設置
- 第65条 境界点間測量

第3節 面積計算の範囲等

- 第66条 面積計算の範囲等

第4節 土地の実測平面図等の作成

- 第67条 土地の実測平面図の作成
- 第68条 土地の用地平面図の作成等
- 第69条 用地平面図に関するデータの作成
- 第70条 永久境界杭埋設

第5章 土地評価

- 第71条 土地評価
- 第72条 土地評価の基準
- 第73条 現地踏査及び資料作成
- 第74条 標準地の選定及び標準地調査書の作成
- 第75条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成
- 第76条 残地等に関する損失の補償額の算定

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第1節 境界確認

- 第55条 公共用地境界の打合せ
- 第55条の2 資料の作成及び立会い
- 第55条の3 境界確定後の図書の作成
- 第56条 立会い準備
- 第57条 復元測量
- 第58条 境界立会いの画地及び範囲
- 第59条 境界立会い

第2節 境界測量

- 第60条 用地測量の基準点
- 第61条 境界測量
- 第62条 準拠点の設置
- 第63条 用地境界仮杭の設置
- 第64条 境界点間測量

第3節 面積計算の範囲等

- 第65条 面積計算の範囲等

第4節 土地の実測平面図等の作成

- 第66条 土地の実測平面図の作成
- 第67条 土地の用地平面図の作成等
- 第68条 用地平面図に関するデータの作成
- 第69条 永久境界杭埋設

第5章 土地評価

- 第70条 土地評価
- 第71条 土地評価の基準
- 第72条 現地踏査及び資料作成
- 第73条 標準地の選定及び標準地調査書の作成
- 第74条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成
- 第75条 残地等に関する損失の補償額の算定

第6章 建物等の調査

第1節 調査

- 第 77 条 建物等の調査
- 第 78 条 建物等の配置等
- 第 79 条 法令適合性の調査
- 第 80 条 木造建物
- 第 81 条 木造特殊建物
- 第 82 条 非木造建物
- 第 83 条 機械設備
- 第 84 条 生産設備
- 第 85 条 附帯工作物
- 第 86 条 庭園
- 第 87 条 墳墓
- 第 88 条 立竹木

第2節 調査書等の作成

- 第 89 条 建物等の配置図の作成
- 第 90 条 法令に基づく施設改善
- 第 91 条 木造建物
- 第 92 条 木造特殊建物
- 第 93 条 非木造建物
- 第 94 条 機械設備
- 第 95 条 生産設備
- 第 96 条 附帯工作物
- 第 97 条 庭園
- 第 98 条 墳墓
- 第 99 条 立竹木

第3節 算定

- 第 100 条 移転先の検討
- 第 101 条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定
- 第 102 条 木造建物
- 第 103 条 木造特殊建物
- 第 104 条 非木造建物
- 第 105 条 照応建物の詳細設計
- 第 106 条 機械設備

- 第 76 条 建物等の調査
- 第 77 条 建物等の配置等
- 第 78 条 法令適合性の調査
- 第 79 条 木造建物
- 第 80 条 木造特殊建物
- 第 81 条 非木造建物
- 第 82 条 機械設備
- 第 83 条 生産設備
- 第 84 条 附帯工作物
- 第 85 条 庭園
- 第 86 条 墳墓
- 第 87 条 立竹木

第2節 調査書等の作成

- 第 88 条 建物等の配置図の作成
- 第 89 条 法令に基づく施設改善
- 第 90 条 木造建物
- 第 91 条 木造特殊建物
- 第 92 条 非木造建物
- 第 93 条 機械設備
- 第 94 条 生産設備
- 第 95 条 附帯工作物
- 第 96 条 庭園
- 第 97 条 墳墓
- 第 98 条 立竹木

第3節 算定

- 第 99 条 移転先の検討
- 第 100 条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定
- 第 101 条 木造建物
- 第 102 条 木造特殊建物
- 第 103 条 非木造建物
- 第 104 条 照応建物の詳細設計
- 第 105 条 機械設備

- 第 [107](#) 条 生産設備
- 第 [108](#) 条 附帯工作物
- 第 [109](#) 条 庭園
- 第 [110](#) 条 墳墓
- 第 [111](#) 条 立竹木

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

- 第 [112](#) 条 営業その他の調査
- 第 [113](#) 条 営業に関する調査
- 第 [114](#) 条 居住者等に関する調査
- 第 [115](#) 条 動産に関する調査

第2節 調査書の作成

- 第 [116](#) 条 調査書の作成

第3節 算定

- 第 [117](#) 条 補償額の算定

第8章 消費税等調査

- 第 [118](#) 条 消費税等に関する調査等
- 第 [119](#) 条 調査
- 第 [120](#) 条 補償の要否の判定等

第9章 予備調査

第1節 調査

- 第 [121](#) 条 予備調査
- 第 [122](#) 条 企業内容等の調査
- 第 [123](#) 条 敷地使用実態の調査
- 第 [124](#) 条 建物調査
- 第 [125](#) 条 機械設備等調査

第2節 調査書等の作成

- 第 [126](#) 条 企業概要書
- 第 [127](#) 条 配置図

- 第 [106](#) 条 生産設備
- 第 [107](#) 条 附帯工作物
- 第 [108](#) 条 庭園
- 第 [109](#) 条 墳墓
- 第 [110](#) 条 立竹木

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

- 第 [111](#) 条 営業その他の調査
- 第 [112](#) 条 営業に関する調査
- 第 [113](#) 条 居住者等に関する調査
- 第 [114](#) 条 動産に関する調査

第2節 調査書の作成

- 第 [115](#) 条 調査書の作成

第3節 算定

- 第 [116](#) 条 補償額の算定

第8章 消費税等調査

- 第 [117](#) 条 消費税等に関する調査等
- 第 [118](#) 条 調査
- 第 [119](#) 条 補償の要否の判定等

第9章 予備調査

第1節 調査

- 第 [120](#) 条 予備調査
- 第 [121](#) 条 企業内容等の調査
- 第 [122](#) 条 敷地使用実態の調査
- 第 [123](#) 条 建物調査
- 第 [124](#) 条 機械設備等調査

第2節 調査書等の作成

- 第 [125](#) 条 企業概要書
- 第 [126](#) 条 配置図

第 128 条 建物、機械設備等の図面作成

第 129 条 移転計画案の作成

第 3 節 算定

第 130 条 補償概算額の算定

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調査

第 131 条 移転工法案の検討

第 132 条 企業内容等の調査

第 133 条 敷地使用実態の調査

第 2 節 調査書等の作成

第 134 条 企業概要書

第 135 条 移転工法案の作成

第 136 条 補償額の比較

第 11 章 再算定業務

第 137 条 再算定業務

第 138 条 再算定の方法

第 12 章 補償説明

第 139 条 補償説明

第 140 条 概況ヒヤリング等

第 141 条 説明資料の作成等

第 142 条 権利者に対する説明

第 143 条 記録簿の作成

第 144 条 説明後の措置

第 13 章 事業認定申請書等の作成

第 145 条 事業認定申請書等の作成

第 146 条 事業認定申請図書の作成

第 147 条 事業計画の説明

第 148 条 現地踏査

第 127 条 建物、機械設備等の図面作成

第 128 条 移転計画案の作成

第 3 節 算定

第 129 条 補償概算額の算定

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調査

第 130 条 移転工法案の検討

第 131 条 企業内容等の調査

第 132 条 敷地使用実態の調査

第 2 節 調査書等の作成

第 133 条 企業概要書

第 134 条 移転工法案の作成

第 135 条 補償額の比較

第 11 章 再算定業務

第 136 条 再算定業務

第 137 条 再算定の方法

第 12 章 補償説明

第 138 条 補償説明

第 139 条 概況ヒヤリング等

第 140 条 説明資料の作成等

第 141 条 権利者に対する説明

第 142 条 記録簿の作成

第 143 条 説明後の措置

第 13 章 事業認定申請書等の作成

第 144 条 事業認定申請書等の作成

第 145 条 事業認定申請図書の作成

第 146 条 事業計画の説明

第 147 条 現地踏査

- 第 149 条 起業地の範囲の検討
- 第 150 条 事業認定申請図書の作成方法
- 第 151 条 事前相談用資料の作成方法
- 第 152 条 事前相談用資料の提出
- 第 153 条 本申請図書の作成
- 第 154 条 裁決申請図書の作成
- 第 155 条 裁決申請図書の作成方法
- 第 156 条 明渡裁決申立図書の作成
- 第 157 条 明渡裁決申立図書の作成方法

第 14 章 その他の業務の調査等

- 第 158 条 その他の業務に関する調査等

第 15 章 写真台帳の作成

- 第 159 条 写真台帳の作成

第 16 章 土地調書及び物件調書の作成

- 第 160 条 土地調書等の作成

第 17 章 検証及び照査

- 第 161 条 検証及び照査

第1章 総 則

第 1 条～第 5 条 (省略)

(照査技術者)

第 6 条 1～3 (省略)

4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、第 160 条に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

5～7 (省略)

- 第 148 条 起業地の範囲の検討
- 第 149 条 事業認定申請図書の作成方法
- 第 150 条 事前相談用資料の作成方法
- 第 151 条 事前相談用資料の提出
- 第 152 条 本申請図書の作成
- 第 153 条 裁決申請図書の作成
- 第 154 条 裁決申請図書の作成方法
- 第 155 条 明渡裁決申立図書の作成
- 第 156 条 明渡裁決申立図書の作成方法

第 14 章 その他の業務の調査等

- 第 157 条 その他の業務に関する調査等

第 15 章 写真台帳の作成

- 第 158 条 写真台帳の作成

第 16 章 土地調書及び物件調書の作成

- 第 159 条 土地調書等の作成

第 17 章 検証及び照査

- 第 160 条 検証及び照査

第1章 総 則

第 1 条～第 5 条 (省略)

(照査技術者)

第 6 条 1～3 (省略)

4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、第 160 条に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

5～7 (省略)

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 1～5 (省略)

表4 業務従事者の資格

区分	業務内容	資格
土地調査	(省略)	(省略)
土地評価	(省略)	(省略)
物件	第4条第2号に定める建物に係る次の調査等に従事する場合 ・第6章建物等の調査(機械設備を除く。) ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務(機械設備及び営業に関する調査を除く。)	<u>次のいずれかの資格を有する者とする。</u> ・ <u>建築士法(昭和25年法律第202号)第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者</u> ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 1～5 (省略)

表4 業務従事者の資格

区分	業務内容	資格
土地調査	(省略)	(省略)
土地評価	(省略)	(省略)
物件	第4条第2号に定める建物区分の内、非木造建物〔I〕又は非木造建物〔II〕に係る次の調査等に従事する場合 ・第6章建物等の調査(機械設備を除く。) ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務(機械設備及び営業に関する調査を除く。)	<u>建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であり、かつ、次のいずれかの資格を有するものとする。</u> ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4条第2号に定める建物区分の内、木造建物〔I〕、木造建物〔II〕、木造建物〔III〕又は木造特殊建物に係る次	<u>建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の資格を有する者であり、かつ、次のいずれかの資格を有するものとする。</u> ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者

	(省略)	(省略)
機械工作物 (省略)	(省略)	(省略)

(再委託)

(提出書類)

第10条 1～3 (省略)

4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償関係コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

5～6 (省略)

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約の締結時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は監督員の指示を受けた後休日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から休日を除き15日以内に、業務完了時は完了後休日を除き15日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRI S) に基づく業務実績データを

	<u>の調査等に從事する場合</u> ・ <u>第6章建物等の調査(機械設備を除く。)</u> ・ <u>第9章予備調査</u> ・ <u>第10章移転工法案検討</u> ・ <u>第11章再算定業務(機械設備及び営業に関する調査を除く。)</u>	・ <u>登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者</u>
	(省略)	(省略)
機械工作物 (省略)	(省略)	(省略)

(再委託)

(提出書類)

第10条 1～3 (省略)

4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償___コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

5～6 (省略)

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約の締結時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は監督員の指示を受けた後休日を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から休日を除き10日以内に、業務完了時は完了後休日を除き10日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRI S) に基づく業務実績データを

作成し、監督員に提出するものとする。ただし、変更時と完了時の間が、休日を除き15 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、後日、登録機関から発行される登録結果通知を監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

（作業計画の策定）

第13条 （省略）

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第35条、第36条、第37条及び第39条に関する事項も含めるものとする。

第1号～12号（省略）

（再委託）

第16条 1、2（省略）

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託については、発注者の承諾を得なければならない。

4 （省略）

（成果物）

第22条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき必要な成果物を提出するものとする。

2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。

3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙（様式第1号）に年度、箇所（地区）名、業務の名称、発注書の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

4 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下「電子納品要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙

作成し、監督員に提出するものとする。ただし、変更時と完了時の間が、休日を除き10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、後日、登録機関から発行される業務実績登録通知を監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（作業計画の策定）

第13条 （省略）

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第35条、第36条及び第37条に関する事項も含めるものとする。

第1号～12号（省略）

（再委託）

第16条 1、2（省略）

3 受注者は、前項に規定する業務以外の再委託については、発注者の承諾を得なければならない。

4 （省略）

（成果物）

第22条 受注者は、別記2成果物一覧表に掲げる成果物等のうち、業務区分に基づき、必要な成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙（様式第1号）に年度、箇所（地区）名、業務の名称、発注書の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

3 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下「電子納品要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙媒体の

媒体の成果物を提出するものとし、紙媒体は、原則として両面コピーとする。

なお、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。

5 「電子納品要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第38条 1、2 (省略)

3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

(保険加入の義務)

第39条 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇業者等の雇用形態に応じ、雇業者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(数量等の処理)

第40条 (省略)

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等)

第41条 (省略)

(建物等の計測)

第42条 (省略)

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第43条 (省略)

(計算数値の取扱い)

第44条 (省略)

成果物を提出するものとし、紙媒体は、原則として両面コピーとする。

なお、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。

5 「電子納品要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第38条 1、2 (省略)

3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

(数量等の処理)

第39条 (省略)

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等)

第40条 (省略)

(建物等の計測)

第41条 (省略)

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第42条 (省略)

(計算数値の取扱い)

第43条 (省略)

(補償金算定表に計上する数値)

第45条 補償金算定表に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第42条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第43条第3項で算出した数値とする。
- (2) (省略)

(補償額等の端数処理)

第46条 (省略)

(権利調査)

第47条 (省略)

(地図の転写等)

第48条 (省略)

(土地の登記記録の調査)

第49条 (省略)

(建物の登記記録の調査)

第50条 建物の登記記録の調査は、第48条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1)～(8) (省略)

(権利者の確認調査)

第51条 (省略)

(墓地管理者等の調査)

第52条 (省略)

(土地利用履歴等の調査)

第53条 (省略)

(補償金算定表に計上する数値)

第44条 補償金算定表に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第41条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第42条第3項で算出した数値とする。
- (2) (省略)

(補償額等の端数処理)

第45条 (省略)

(権利調査)

第46条 (省略)

(地図の転写等)

第47条 (省略)

(土地の登記記録の調査)

第48条 (省略)

(建物の登記記録の調査)

第49条 建物の登記記録の調査は、第47条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1)～(8) (省略)

(権利者の確認調査)

第50条 (省略)

(墓地管理者等の調査)

第51条 (省略)

(土地利用履歴等の調査)

第52条 (省略)

(転写連続地図の作成)

第54条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- (2) 第49条で調査した登記名義人の氏名等
- (3)、(4) (省略)

(調査書の作成)

第55条 第48条から第52条までに調査した事項については、地図写（様式第3号）、土地の登記記録一覧表（様式第4号）、土地調査表（様式第5号）、建物の登記記録一覧表（様式第6号）、戸籍簿等調査表（様式第7号）、相続関係説明図（様式第8号）、墓地管理者調査表（様式第68号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第68号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 土地利用履歴等の調査表は、第53条の調査結果を基に別記3土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第56条 (省略) 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第61条）第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について、監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第56条の2 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界画定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

(転写連続地図の作成)

第53条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- (2) 第48条で調査した登記名義人の氏名等
- (3)、(4) (省略)

(調査書の作成)

第54条 第47条から第51条までに調査した事項については、地図写（様式第3号）、土地の登記記録一覧表（様式第4号）、土地調査表（様式第5号）、建物の登記記録一覧表（様式第6号）、戸籍簿等調査表（様式第7号）、相続関係説明図（様式第8号）、墓地管理者調査表（様式第68号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第68号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 土地利用履歴等の調査表は、第52条の調査結果を基に別記3土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第55条 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第61条）第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について、監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第55条の2 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界画定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第54条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第60条第2項に準じた同意を取り付けるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第56条の3 (省略)

(立会い準備)

第57条 受注者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で第59条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第48条から第52条までの調査結果を基に第55条に定める土地の登記記録一覧表に準じて作成しなければならない。

2 (省略)

(復元測量)

第58条 (省略)

(境界立会いの画地及び範囲)

第59条 境界立会いの画地及び範囲は、愛媛県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第69条及び第70条に定める地目の区分による現況地目ごとの画地とする。また、調整区域内の土地の隣接土地等のうち監督員が必要であると指示した画地についても対象とするものとする。

(境界立会い)

第60条 (省略)

- 2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第53条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第59条第2項に準じた同意を取り付けるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第55条の3 (省略)

(立会い準備)

第56条 受注者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で第58条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第47条から第51条までの調査結果を基に第54条に定める土地の登記記録一覧表に準じて作成しなければならない。

2 (省略)

(復元測量)

第57条 (省略)

(境界立会いの画地及び範囲)

第58条 境界立会いの画地及び範囲は、愛媛県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分による現況地目ごとの画地とする。また、調整区域内の土地の隣接土地等のうち監督員が必要であると指示した画地についても対象とするものとする。

(境界立会い)

第59条 (省略)

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第61条 (省略)

(境界測量)

第62条 (省略)

(準拠点の設置)

第63条 (省略)

(用地境界仮杭の設置)

第64条 (省略)

(境界点間測量)

第65条 (省略)

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第66条 面積計算の範囲は、第59条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地(残地)の面積
- (3) 土地の面積は、1筆ごとに次の方法により求めるものとする。

イ 1筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ評価格の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。

ロ 1筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合において、当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するもの

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第60条 (省略)

(境界測量)

第61条 (省略)

(準拠点の設置)

第62条 (省略)

(用地境界仮杭の設置)

第63条 (省略)

(境界点間測量)

第64条 (省略)

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第65条 面積計算の範囲は、第58条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地(残地)の面積
- (3) 土地の面積は、1筆ごとに次の方法により求めるものとする。

イ 1筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ評価格の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。

ロ 1筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合において、当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するもの

とする。

(4) 前各号によらない場合については、監督員の指示による。

- 2 面積計算を終了したときは、第55条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第59条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第67条 (省略)

(土地の用地平面図の作成等)

第68条 (省略)

(用地平面図に関するデータの作成)

第69条 (省略)

(永久境界杭埋設)

第70条 (省略)

第5章 土地評価

(土地評価)

第71条 (省略)

(土地評価の基準)

第72条 (省略)

(現地踏査及び資料作成)

する。

(4) 前各号によらない場合については、監督員の指示による。

- 2 面積計算を終了したときは、第54条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第58条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第66条 (省略)

(土地の用地平面図の作成等)

第67条 (省略)

(用地平面図に関するデータの作成)

第68条 (省略)

(永久境界杭埋設)

第69条 (省略)

第5章 土地評価

(土地評価)

第70条 (省略)

(土地評価の基準)

第71条 (省略)

(現地踏査及び資料作成)

第73条 (省略)

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第74条 (省略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第75条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第72条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 (省略)

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第76条 (省略)

第6章 建物等の調査

第1節 調 査

(建物等の調査)

第77条 (省略)

(建物等の配置等)

第78条 (省略)

(法令適合性の調査)

第79条 (省略)

(木造建物)

第80条 (省略)

(木造特殊建物)

第81条 (省略)

第72条 (省略)

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第73条 (省略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第74条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第71条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 (省略)

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第75条 (省略)

第6章 建物等の調査

第1節 調 査

(建物等の調査)

第76条 (省略)

(建物等の配置等)

第77条 (省略)

(法令適合性の調査)

第78条 (省略)

(木造建物)

第79条 (省略)

(木造特殊建物)

第80条 (省略)

(非木造建物)
第82条 (省略)

(機械設備)
第83条 (省略)

(生産設備)
第84条 (省略)

(附帯工作物)
第85条 (省略)

(庭園)
第86条 (省略)

(墳墓)
第87条 (省略)

(立竹木)
第88条 (省略)

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)
第89条 (省略)

(法令に基づく施設改善)
第90条 第79条の調査結果を基に法令適合性調査書(様式第57号)を作成するものとする。
2 (省略)

(木造建物)

(非木造建物)
第81条 (省略)

(機械設備)
第82条 (省略)

(生産設備)
第83条 (省略)

(附帯工作物)
第84条 (省略)

(庭園)
第85条 (省略)

(墳墓)
第86条 (省略)

(立竹木)
第87条 (省略)

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)
第88条 (省略)

(法令に基づく施設改善)
第89条 第78条の調査結果を基に法令適合性調査書(様式第57号)を作成するものとする。
2 (省略)

(木造建物)

第91条 木造建物の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3（省略）

（木造特殊建物）

第92条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3（省略）

（非木造建物）

第93条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第82条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第82条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第94条 機械設備の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第95条 生産設備の調査書は、第84条の調査結果を基に工作物要領により作成するものとする。

2（省略）

（附帯工作物）

第96条 附帯工作物の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第97条 庭園の調査書は、第86条の調査結果を基に工作物要領及び立竹木要領を準用して作成するとともに、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を算出するものとする。

第90条 木造建物の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3（省略）

（木造特殊建物）

第91条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3（省略）

（非木造建物）

第92条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第81条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

6 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第81条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第93条 機械設備の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第94条 生産設備の調査書は、第83条の調査結果を基に工作物要領により作成するものとする。

2（省略）

（附帯工作物）

第95条 附帯工作物の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第96条 庭園の調査書は、第85条の調査結果を基に工作物要領及び立竹木要領を準用して作成するとともに、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を算出するものとする。

(墳墓)

第98条 墳墓の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に作成するものとする。
2、3 (省略)

(立竹木)

第99条 立竹木の図面及び調査書は、第88条の調査結果を基に作成するものとする。
2 第88条において標準地調査を行った場合の図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
(1) 標準地の位置及び面積
(2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積
3 調査書は、立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第100条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項(4)第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。
2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。
なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。
4 第1項及び第2項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第89条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

(墳墓)

第97条 墳墓の図面及び調査書は、第86条の調査結果を基に作成するものとする。
2、3 (省略)

(立竹木)

第98条 立竹木の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に作成するものとする。
2 第87条において標準地調査を行った場合の図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
(1) 標準地の位置及び面積
(2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積
3 調査書は、立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第99条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項(4)第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。
2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。
なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。
4 第1項及び第2項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第88条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第101条 (省略)

(木造建物)

第102条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第91条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、別記6建物移転料算定要領別添一木造建物要領第2条第2項に定めるところによるものとする。

2、3 (省略)

(木造特殊建物)

第103条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第92条で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 (省略)

(非木造建物)

第104条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第93条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第2項に定めるところによるものとする。

2、3 (省略)

(照応建物の詳細設計)

第105条 第100条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第99号、第100号)
- (2) 面積比較表 (様式第101号)

第100条 (省略)

(木造建物)

第101条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第90条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、別記6建物移転料算定要領別添一木造建物要領第2条第2項に定めるところによるものとする。

2、3 (省略)

(木造特殊建物)

第102条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第91条で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 (省略)

(非木造建物)

第103条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第92条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第2項に定めるところによるものとする。

2、3 (省略)

(照応建物の詳細設計)

第104条 第99条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第99号、第100号)
- (2) 面積比較表 (様式第101号)

(機械設備)

第106条 機械設備の補償額の算定は、第94条で作成した調査書等を基に機械設備要領により行うものとする。

なお、営業用(事業用)の機械設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(生産設備)

第107条 生産設備の補償額の算定は、第95条で作成した調査書等を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物要領により行うものとする。

2 営業用(事業用)の生産設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(附帯工作物)

第108条 附帯工作物の補償額の算定は、第96条で作成した調査書等を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、附帯工作物要領等により行うものとする。

(庭園)

第109条 庭園の補償額の算定は、第97条で作成した調査書等を基に当該庭園の再現方法等を検討し、工作物要領により行うものとする。

(墳墓)

第110条 墳墓の補償額の算定は、第98条で作成した調査書等を基に墳墓要領により行うものとする。

(立竹木)

第111条 立竹木の補償額の算定は、第99条で作成した調査書等を基に立竹木要領により行うものとする。

(機械設備)

第105条 機械設備の補償額の算定は、第93条で作成した調査書等を基に機械設備要領により行うものとする。

なお、営業用(事業用)の機械設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(生産設備)

第106条 生産設備の補償額の算定は、第94条で作成した調査書等を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物要領により行うものとする。

2 営業用(事業用)の生産設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(附帯工作物)

第107条 附帯工作物の補償額の算定は、第95条で作成した調査書等を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、附帯工作物要領等により行うものとする。

(庭園)

第108条 庭園の補償額の算定は、第96条で作成した調査書等を基に当該庭園の再現方法等を検討し、工作物要領により行うものとする。

(墳墓)

第109条 墳墓の補償額の算定は、第97条で作成した調査書等を基に墳墓要領により行うものとする。

(立竹木)

第110条 立竹木の補償額の算定は、第98条で作成した調査書等を基に立竹木要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第112条 (省略)

(営業に関する調査)

第113条 受注者は、調査区域内にあつて移転対象となる権利(営業を行っている)者の営業実態により、別記11営業調査積算要領(以下「営業要領」という。)に基づき調査を行うとともに資料の提供を求めなければならない。

2 (省略)

(居住者等に関する調査)

第114条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査積算要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
- (2) 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- (3) 住居の占有面積及び使用の状況
- (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- (5) 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- (6) その他必要と認められる事項

2、3 (省略)

(動産に関する調査)

第115条 (省略)

第2節 調査書の作成

第7章 営業その他の調査

第2節 調査

(営業その他の調査)

第111条 (省略)

(営業に関する調査)

第112条 受注者は、調査区域内にあつて移転対象となる権利(営業を行っている)者の営業実態により、別記11営業調査積算要領(以下「営業要領」という。)に基づき調査を行うとともに資料の提供を求めなければならない。

2 (省略)

(居住者等に関する調査)

第113条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査積算要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
- (2) 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- (3) 住居の占有面積及び使用の状況
- (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- (5) 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- (6) その他必要と認められる事項

2、3 (省略)

(動産に関する調査)

第114条 (省略)

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第116条 前3条の調査に係る調査書は、営業要領、居住者要領及び動産要領に定め
ている各調査書に所定の事項を記載ごとにより作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第117条 (省略)

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第118条 (省略)

(調査)

第119条 1、2 (省略)

(補償の要否の判定等)

第120条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 (省略)

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第121条 (省略)

(企業内容等の調査)

第122条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項につ
いて行うものとする。

(調査書の作成)

第115条 前3条の調査に係る調査書は、営業要領、居住者要領及び動産要領に定め
ている各調査書に所定の事項を記載ごとにより作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第116条 (省略)

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第117条 (省略)

(調査)

第118条 1、2 (省略)

(補償の要否の判定等)

第119条 消費税等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に作成するものとする。

2 (省略)

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第120条 (省略)

(企業内容等の調査)

第121条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項につ
いて行うものとする。

(1)～(8) (省略)

(敷地使用実態の調査)

第123条 (省略)

(建物調査)

第124条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第80条から第82条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

(機械設備等調査)

第125条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第126条 企業内容等の調査書は、第122条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第96号)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第127条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第123条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) (省略)

(建物、機械設備等の図面作成)

(1)～(8) (省略)

(敷地使用実態の調査)

第122条 (省略)

(建物調査)

第123条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第79条から第81条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

(機械設備等調査)

第124条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第125条 企業内容等の調査書は、第121条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第96号)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第126条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第122条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) (省略)

(建物、機械設備等の図面作成)

第128条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第129条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第122条から第125条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第128条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

(1)～(7) (省略)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)

第130条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第126条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第131条 (省略)

(企業内容等の調査)

第132条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第126条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8) (省略)

第127条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第128条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第121条から第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第127条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

(1)～(3) (省略)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)

第129条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第125条から第128条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第130条 (省略)

(企業内容等の調査)

第131条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第125条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8) (省略)

(敷地使用実態の調査)

第133条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第123条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第134条 企業内容等の調査書は、第132条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第96号)を作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第135条 工場等の移転工法案は、第78条から第86条、第88条、第132条及び第133条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

2 (省略)

(補償額の比較)

第136条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項第4号④に定める補償額の比較を行うものとする。

2 (省略)

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第137条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再度調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(敷地使用実態の調査)

第132条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第122条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第133条 企業内容等の調査書は、第131条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第96号)を作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第134条 工場等の移転工法案は、第77条から第85条、第87条、第131条及び第132条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準細則第15第1項第4号①から③までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (省略)

2 (省略)

(補償額の比較)

第135条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1項第4号④に定める補償額の比較を行うものとする。

2 (省略)

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第136条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再度調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第138条 建物等補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

(1)、(2) (省略)

第12章 補償説明

(補償説明)

第139条 (省略)

(概況ヒアリング等)

第140条 (省略)

(説明資料の作成等)

第141条 (省略)

(権利者に対する説明)

第142条 (省略)

(記録簿の作成)

第143条 (省略)

(説明後の措置)

第144条 (省略)

第13章 事業認定申請書等の作成

(事業認定申請書等の作成)

第145条 (省略)

(再算定の方法)

第137条 建物等補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

(1)、(2) (省略)

第12章 補償説明

(補償説明)

第138条 (省略)

(概況ヒヤリング等)

第139条 (省略)

(説明資料の作成等)

第140条 (省略)

(権利者に対する説明)

第141条 (省略)

(記録簿の作成)

第142条 (省略)

(説明後の措置)

第143条 (省略)

第13章 事業認定申請書等の作成

(事業認定申請書等の作成)

第144条 (省略)

(事業認定申請図書の作成)

第146条 (省略)

(事業計画の説明)

第147条 (省略)

(現地踏査)

第148条 (省略)

(起業地の範囲の検討)

第149条 (省略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第150条 (省略)

(事前相談用資料の作成方法)

第151条 (省略)

(事前相談用資料の提出)

第152条 (省略)

(本申請図書の作成)

第153条 (省略)

(裁決申請図書の作成)

第154条 (省略)

(裁決申請図書の作成方法)

第155条 (省略)

(明渡裁決申立図書の作成)

(事業認定申請図書の作成)

第145条 (省略)

(事業計画の説明)

第146条 (省略)

(現地踏査)

第147条 (省略)

(起業地の範囲の検討)

第148条 (省略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第149条 (省略)

(事前相談用資料の作成方法)

第150条 (省略)

(事前相談用資料の提出)

第151条 (省略)

(本申請図書の作成)

第152条 (省略)

(裁決申請図書の作成)

第153条 (省略)

(裁決申請図書の作成方法)

第154条 (省略)

(明渡裁決申立図書の作成)

第156条 (省略)

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第157条 (省略)

第14章 その他の業務の調査等

(その他の業務に関する調査等)

第158条 (省略)

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第159条 受注者は、第5章から第11章に定める調査等と併せて、別記15写真台帳作成要領に基づき、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物等の配置図又は見取図等を添付し、第89条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号等を記入するものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

第160条 (省略)

第17章 検証及び照査

(検証及び照査)

第161条 (省略)

第155条 (省略)

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第156条 (省略)

第14章 その他の業務の調査等

(その他の業務に関する調査等)

第157条 (省略)

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第158条 受注者は、第5章から第11章に定める調査等と併せて、別記15写真台帳作成要領に基づき、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物等の配置図又は見取図等を添付し、第88条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号等を記入するものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

第159条 (省略)

第17章 検証及び照査

(検証及び照査)

第160条 (省略)

別記 2

成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第 6 章・別記 6 関係	木造建物調査・積算	53	<u>木造建物建築直接工事費計算書</u> <u>[曳家工法]</u>	”	<u>建物移転料算定要領第 6 条</u>

別記 5

土地評価業務要領

(評価業務の内容)

第 1 条 (省略)

(標準地評価調書(案)作成)

第 2 条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第 72 条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

(1)～(5) (省略)

2 (省略)

(以下省略)

別記 6

建物移転料算定要領

第 1 条～第 4 条 (省略)

別記 2

成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第 6 章・別記 6 関係	木造建物調査・積算	53	<u>曳家純工事費算定表</u>	”	

別記 5

土地評価業務要領

(評価業務の内容)

第 1 条 (省略)

(標準地評価調書(案)作成)

第 2 条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第 71 条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

(1)～(5) (省略)

2 (省略)

(以下省略)

別記 6

建物移転料算定要領

第 1 条～第 4 条 (省略)

(移転料の構成)

第5条

< 曳家工法の構成 >



第6条 建物の移転料は、細則第15第1項の移転工法ごとに建物移転料算定表（様式第58号及び第60号から62号）を用いて算定した額とし、細則第15第1項（5）②の建物の移転料は別記曳家移転料算定要領により算定した額とする。

なお、細則第15第1項（6）①ただし書きの算定については、次の各号によるものとする。

(一)～(三) (省略)

2 (省略)

(以下省略)

「別記 曳家移転料算定要領」

(算定要領省略)

別記6 別添一

木造建物調査積算要領

第1条～第42条 (省略)

(共通仮設費)

第43条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

直接工事費：第27条から第42条までに算出した各工事費の合計額と

(移転料の構成)

第5条

第6条 建物の移転料は、細則第15第1項の移転工法ごとに建物移転料算定表（様式第58号及び第60号から62号）を用いて算定した額とする。

なお、細則第15第1項（6）①ただし書きの算定については、次の各号によるものとする。

(一)～(三) (省略)

2 (省略)

(以下省略)

別記6 別添一

木造建物調査積算要領

第1条～第42条 (省略)

(共通仮設費)

第43条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

直接工事費：第27条から第42条までに算出した各工事費の合計額と

する。

共通仮設費率：数量積算基準第 14 による。

(以下省略)

別記6 別添一 別添2

木造建物数量積算基準

第三(2) 表改正 (省略)

第 4 表改正 (省略)

別記6 別添二 別添 2

非木造建物数量積算基準

I (省略)

II 建 築 (直接仮設)

1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。

- (1) 水盛りやかた
建物の建築面積とする。
- (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
- (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
- (4) 外部足場

① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から1m離れた部分の水平延長 (外部足場の設置延長) に、建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。

する。

共通仮設費率：数量積算基準第 14 による。

なお、共通仮設費率は、移転先ごとの建築直接工事費の合計額に乗ずるものとし、除却工法を認定した建物は、当該建物の建築直接工事費に乗ずるものとする。

(以下省略)

別記6 別添一 別添2

木造建物数量積算基準

第三(2) 表改正 (省略)

第 4 表改正 (省略)

別記6 別添二 別添 2

非木造建物数量積算基準

I (省略)

II 建 築 (直接仮設)

1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。

- (1) 水盛りやかた
建物の建築面積とする。
- (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
- (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
- (4) 外部足場

① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から1m離れた部分の水平延長に、建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。

② 外部足場は枠組本足場を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-1 削除

(5) 安全手すり

外部足場の設置延長とする。

(6) 登り栈橋 (省略)

(7) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ 伏m^2 ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準ずる。
- ④ 内部足場の使用区分は、表-1を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-1 内部足場使用区分

(8) 乗入構台 (省略)

(9) 災害防止 (省略)

(10) 養生 (省略)

(11) 清掃片付け (省略)

(12) その他 (以下省略)

② 外部足場の使用区分は表-1を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

(5) 登り栈橋 (省略)

(6) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ 伏m^2 ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準ずる。
- ④ 内部足場の使用区分は、表-2を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-2 内部足場使用区分

(7) 乗入構台 (省略)

(8) 災害防止 (省略)

(9) 養生 (省略)

(10) 清掃片付け (省略)

(11) その他 (以下省略)

別表統計数量表

目 次

第1 総則

1 用途の取扱い

2 統計数量の取扱い

3 階層の取扱い

(以下省略)

第1 総 則

1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1) (省略)

2 統計数量の取扱い

統計数量表に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

3 階層の取扱い

統計数量表の階層の設定は、次式により算出した数値を基に、表(2)の区分により行うものとする。

表(2)改正 (省略)

第2 土工(基礎)関係

1 工程別の数量

基礎に係る工程別の数量は、次式によって算出するものとする。

別表統計数量表

目 次

第1 総則

1 用途の取扱い

2 階層の取扱い

(以下省略)

第1 総 則

1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1) (省略)

2 階層の取扱い

統計数量表の階層の設定は、次式により算出した数値を基に、表(2)の区分により行うものとする。

表(2)改正 (省略)

第2 土工(基礎)関係

1 工程別の数量

基礎に係る工程別の数量は、次式によって算出するものとする。

数量=1階床面積×(統計数量値×杭地業による補正率×地盤状況による補正率)

イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から表(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び表(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び表(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には地下階の数量は含まれていないので、地下階がある場合にはその地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、杭地業の有無により、補正率として表(3)の区分を用いる。

ただし、補正は根切、基礎コンクリートについて行 \bar{u} 。

表(3)

杭地業の有無	根切	基礎コンクリート
有	0.80	0.90

ハ 地盤状況(地耐力)による補正

地盤状況(地耐力)による補正は、地盤状況(地耐力)の状況により、補正率として表(4)の区分を用いる。

ただし、杭地業が有る場合は、補正の対象としない。

また、補正は根切、基礎コンクリートについて行 \bar{u} 。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 [tf/m ²]	補正率
硬質地盤	20tf以上	0.90

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣

数量=1階床面積×(統計数量値×杭地業による補正率×地盤状況による補正率)

イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から表(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び表(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び表(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には地下階の数量は含まれていないので、地下階がある場合にはその地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、杭地業の有無により、補正率として表(3)の区分を用いる。

ただし、補正は根切・砂利・割石敷・捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行 \bar{u} 、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(3)

杭地業の有無	補正率
有	0.90

ハ 地盤状況(地耐力)による補正

地盤状況(地耐力)による補正は、地盤状況(地耐力)の状況により、補正率として表(4)の区分を用いる。

ただし、杭地業が有る場合は、補正の対象としない。

また、補正は根切・砂利・割石敷・捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行 \bar{u} 、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 [t/m ²]	補正率
硬質地盤	20t以上	0.85

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣

地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

2 土工（基礎）関係統計数量表

表(5)～表(9) 改正 (省略)

第3 く体コンクリート量関係

1 数量算出方法

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から表(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び表(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

ロ 階高による補正

統計数量値の階高 3m 未満を基準としたものであり、階高が 3m 以上の場合は表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正はコンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

階高 項目	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	<u>1.06</u>	<u>1.18</u>	<u>1.30</u>	<u>1.42</u>	<u>1.48</u>

ハ (省略)

地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

2 土工（基礎）関係統計数量表

表(5)～表(9)改正 (省略)

第3 く体コンクリート量関係

1 数量算出方法

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から表(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び表(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

ロ 階高による補正

統計数量値の階高 3m 未満を基準としたものであり、階高が 3m 以上の場合は表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正はコンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

階高 項目	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	<u>1.15</u>	<u>1.30</u>	<u>1.45</u>	<u>1.60</u>	<u>1.75</u>

ハ (省略)

2 く体コンクリート量等関係統計数量表
表(12)-1～表(13)-4 改正 (省略)

第4 く体鉄骨量関係

1 数量算出方法

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途個別に算出して計上するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

イ、ロ (省略)

2 く体鉄骨量等関係統計数量表
表(14)-1～表(15)-6 改正 (省略)

参考資料削除

別記 12

居住者調査積算要領

第1章 調査

(居住者調査)
第1条 (省略)

第2章 積算

(仮住居等補償金の積算)

2 く体コンクリート量等関係統計数量表
表(12)-1～表(13)-4 改正 (省略)

第4 く体鉄骨量関係

1 数量算出方法

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途算出して加算するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

イ、ロ (省略)

2 く体鉄骨量等関係統計数量表
表(14)-1～表(15)-6 改正 (省略)

別記 12

居住者調査積算要領

第1章 調査

(居住者調査)
第1条 (省略)

第2章 積算

(仮住居等補償金の積算)

第 2 条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表（様式第 89 号）を作成するものとする。

- (1) 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般屋内動産がある場合で、監督員の指示によりその関係人ごとに算出すること。
 - (2) 仕様書第 100 条により決定された移転工法が 2 案以上考えられる場合は、監督員の指示による工法とすること。
 - (3) 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。
 - (4) 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。
 - (5) 1 平方メートル当たり月額標準家賃は、監督員の指示によること。
 - (6)～(10) (省略)
- (以下省略)

別記 16

土地調書及び物件調書作成要領

(土地調書の作成)

第 1 条 受注者は、仕様書第 47 条から第 70 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第 104 号）を作成するものとする。

- (1)～(4) (省略)

(物件調書の作成)

第 2 条 受注者は、仕様書第 77 条から第 99 条及び第 113 条から第 116 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第 105 号）を作成するものとする。

(以下省略)

第 2 条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表（様式第 89 号）を作成するものとする。

- (1) 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般屋内動産がある場合で、監督員の指示によりその関係人ごとに算出すること。
 - (2) 仕様書第 99 条により決定された移転工法が 2 案以上考えられる場合は、監督員の指示による工法とすること。
 - (3) 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。
 - (4) 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。
 - (5) 1 平方メートル当たり月額標準家賃は、標準書によること。
 - (6)～(10) (省略)
- (以下省略)

別記 16

土地調書及び物件調書作成要領

(土地調書の作成)

第 1 条 受注者は、仕様書第 46 条から第 69 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第 104 号）を作成するものとする。

- (1)～(4) (省略)

(物件調書の作成)

第 2 条 受注者は、仕様書第 76 条から第 98 条及び第 112 条から第 115 条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第 105 号）を作成するものとする。

(以下省略)